

主な支援制度

制度		制度概要	産前	出生	産後	1歳	1歳6か月	3歳	小学校	小学校	
			8週		8週				入学	3年生	
育児のための休暇・休業	育児参加休暇	出産に係る子等を養育する場合【5日】	← 未就学の子の世話をする場合		→			取得できる期間			
	配偶者出産休暇	配偶者の出産、出生届等の手続のため【3日】		← 産後2週間まで			条件が合えば取得できる期間				
	乳幼児等の健康診査、予防接種休暇	法定の健康診査、予防接種のため【必要な時間】		←							
	看護等休暇	負傷・疾病の子を看護するため子の在籍する学校行事等に出席するため【5日】 <small>(小学生以下の子2人以上:10日)</small>		←							
	家族休暇	子の在籍する学校行事等に出席する場合【3日】		←							
	育児休業	全日休業：子が3歳に達する日まで【原則2回】		←							
両立支援制度	特別休暇 生児保育	授乳、託児所の送迎等のため【午前、午後各々60分以内】		←							
	部分休業	(第1号) 子の養育のため1日につき2時間以内で休業 (第2号) 子の養育のため1年につき77時間30分以内で休業可能 ※第1号、第2号のいずれかを選択		←							
	子育て部分休業	子の養育のため1年につき77時間30分以内で休業可能 ※第1号、第2号のいずれかを選択							←	→ 障害のある子は18歳の年度末まで	
	育児短時間勤務	週19h25m～24h35m勤務 週3～5日勤務		←							
	勤務制限・免除	時間外勤務の免除	請求により時間外勤務を命令されることを免除		←						
		深夜勤務の制限	請求により命令権者が22時～翌朝5時の時間帯に勤務を命じることを禁止		←						
時間外勤務の制限		請求により命令権者が、月に24時間、年に150時間を超える時間外勤務命令をすることを制限		←							



多様な働き方	時差勤務	勤務時間を7:30～16:15から9:30～18:15まで（15分刻み）の9パターンから選択。育児介護職員の場合、曜日毎の指定も可。
	サテライト勤務	県内7箇所、東京事務所に設置。①出張中②通勤短縮③子ども（小3まで）連れ④社会情勢等で必要のいずれかで利用可能。②③週4日まで利用可。
	在宅勤務	各職員のモバイル端末を利用。全職員、週4日まで利用可。通常勤務、出張との組み合わせ可。